

## 「医師の説明義務」に関する問題点

### 3大争点

- ・「医療ミスがあった」として美容整形外科医が訴えられる訴訟で、必ず争点となると言っても過言でない「3大争点」というのがあります。
- ・それが、①手技ミス ②適応判断ミス ③説明義務違反です。

- ・美容医療では、上記③説明義務違反が争点になることが非常に多い実態にあります。
- ・法律家が医師の説明義務についてどのように考えるか、医師としてどのように対応すべきか等、問題点を整理しました。

### 1. 説明義務について

#### 裁判所の考え方

- ・医師の説明義務の根拠を、「患者の自己決定権」とする考え方が通説となっています。
- ・「患者の自己決定権」とは、「医療行為を受けるか否か、どのような医療行為を受けるか などについて、患者自身が主体的にこれを決定する権利」をいいます。
- ・患者が自己決定権を適切に行使するには、その判断材料として十分な情報が与えられなければなりません。
- ・そのため、医師等医療の担い手は医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならないとされています。（医療法1条の4第2項）
- ・したがって、医療機関は診療契約上の債務として患者に対する説明義務を負っています。
- ・具体的には、医療機関は、
  - ①現在の病状および今後の予測に関する情報
  - ②提供する医療行為の態様に関する情報
  - ③選択された医療行為の効果（利益）と危険性（リスク）に関する情報などを患者に提供しなければなりません。
- ・医療機関において、医師の説明が不適切ないし不十分であったために、患者が自己決定権を行使する機会を逸失したような場合、自己決定権侵害に基づく損害賠償が認められることとなります。
- ・なお、美容整形のように医療行為を緊急に行う必要がない場合は、患者の判断の前提となる情報取得の必要性が高まることに応じて、医師の説明義務の程度が加重されることとなります。

#### 弁護士の考え方

- ・説明義務に関しては、裁判官も決して「結果責任」的な考え方（重大な結果が発生したのだから、とにかく責任を取りなさいという考え方）はしていません。
- ・施術時点における医療水準に照らして、医療行為の正当性や他の選択肢の有無や利害得失をきちんと説明し、予想される合併症についてもガイドライン等で指摘されているものを説明すれば足ります。
- ・ただし、裁判所の考え方のとおりに記載したとおり「美容整形術の場合、通常の医療行為よりも説明義務が加重される」実態にあります。
- ・したがって、患者から後で「説明を受けなかった」と言われないように、手術費用、手術創の残り方、腫れの程度、日常生活への支障の程度などのネガティブ情報をきちんと説明しておくことが必要です。
- ・また、説明したことをインフォームドコンセントの同意書やカルテなどに詳細に記載することが必要です。
- ・上記のような対応をしていれば、弁護士が訴訟で戦うときにも、余裕をもって裁判に臨むことができます。

2. 即日手術について	
弁護士の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般的に、弁護士は「即日手術は問題がある」と感じる傾向が強いと思われれます。</li> <li>• 患者側の弁護士であれば、なおさらその傾向は強いと思われ、以下のような主張につながります。 美容医療 → 高額な医療費・身体への侵襲 → 後遺障害が発生する可能性 → 患者のリスクが大きい → しかしながら、緊急性は乏しい → そうであれば、患者が慎重に判断できる機会を与えるべき → 即日手術は説明義務違反の可能性が高い</li> <li>• 美容整形手術に過誤があったとして患者が賠償請求の訴訟を起こした場合、申し立てた原告の弁護士は、これを必ず問題にしてきます。</li> </ul>
裁判所の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 裁判所の現在の傾向を見ていると、即日手術をしたこと自体が即ち違法とまでは考えてはいません。</li> <li>• ただし、即日手術を実施して訴訟提起されたケースは、術前の説明義務違反（患者における適切な自己決定にとって十分といえる情報が提供されなかった）が存在するとの主張と重なってきます。</li> <li>• 「即日手術を実施したこと」が、「説明義務違反があった（患者における適切な自己決定にとって十分といえる情報が提供されなかった）」との主張を裏付ける事情の一つとして判断される危険性があります。</li> </ul>
医師の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「どうしても即日手術をしなければならない緊急性がある」というケースも考えられます。</li> <li>• やむなく即日手術を実施するとした場合には、後日のトラブルを防いでクリニックを守るためにも、以下の点に注意が必要です。</li> <li>①即日手術の適応ありと判断した医学的な根拠、検査データ、患者の主訴・希望等の諸事情につき、できる限り詳細に、カルテに記載しておくこと。</li> <li>②患者から、「即日手術は原則禁止であるところ、〇〇という事情から、医師から十分な説明を受けたうえ、自分からも希望したうえで即日手術に同意する」との「同意書」に署名をもらうこと。</li> <li>• 上記のとおり、即日手術を行う特殊な事情について、必ずカルテに記載しておくことが重要です。このことが、争いとなった場合にクリニックを窮地から救うことにつながります。</li> </ul>
行政の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成27年7月7日に消費者委員会が厚生労働省に対して「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」を公表しました。</li> <li>• この「建議」では、「消費者トラブルの原因となりやすい即日施術を厳に慎むべきことを徹底すること。」とまで言いきっています。（建議事項2）</li> <li>• 近い将来、関係法令の改正、もしくはガイドラインの策定等の形で、「即日手術の原則禁止」が定められる確率は、非常に高いといえます。</li> </ul>
結論	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 以上のような情勢を鑑みれば、今後は、「原則として、即日手術は行わない」ことが望ましいと考えられます。</li> </ul>